

『薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について』の一部改正について」（平成 29 年 6 月 15 日付け薬生薬審発 0615 第 1 号・薬生機審発 0615 第 1 号・薬生安発 0615 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長・安全対策課長連名通知）

『薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について』の一部改正について」（平成 29 年 6 月 15 日付け薬生薬審発 0615 第 2 号・薬生機審発 0615 第 2 号・薬生安発 0615 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長・安全対策課長連名通知）

『薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について』の一部改正について」（平成 29 年 6 月 15 日付け薬生薬審発 0615 第 3 号・薬生機審発 0615 第 3 号・薬生安発 0615 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「薬剤溶出型吸収性冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」（平成 28 年 11 月 11 日付け薬生薬審発 1111 第 1 号・薬生機審発 1111 第 2 号・薬生安発 1111 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長、安全対策課長連名通知）

「薬剤溶出型吸収性冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」（平成 28 年 11 月 11 日付け薬生薬審発 1111 第 2 号・薬生機審発 1111 第 3 号・薬生安発 1111 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長、安全対策課長連名通知）

「薬剤溶出型吸収性冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」（平成 28 年 11 月 11 日付け薬生薬審発 1111 第 3 号・薬生機審発 1111 第 4 号・薬生安発 1111 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長、安全対策課長連名通知）

「薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」（平成 27 年 3 月 27 日付け薬食審査発 0327 第 1 号・薬食機参発 0327 第 1 号・薬食安発 0327 第 3 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）・医薬食品局安全対策課長連名通知）

「薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」（平成 27 年 3 月 27 日付け薬食審査発 0327 第 2 号・薬食機参発 0327 第 2 号・薬食安発 0327 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審

査管理担当)・医薬食品局安全対策課長連名通知)

「薬剤溶出型冠動脈ステントに係る製造販売後安全対策について」(平成 27 年 3 月 27 日付け薬食審査発 0327 第 3 号・薬食機参発 0327 第 3 号・薬食安発 0327 第 5 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)・医薬食品局安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び XIENCE Alpine 薬剤溶出ステントの適正使用について」(平成 26 年 12 月 22 日付け薬食機参発 1222 第 2 号・薬食安発 1222 第 2 号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)・医薬食品局安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びプロマス プレミア LV ステントシステムの適正使用について」(平成 26 年 11 月 28 日付け薬食機参発 1128 第 1 号・薬食安発 1128 第 12 号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)・医薬食品局安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びプロマス プレミア ステントシステムの適正使用について」(平成 26 年 5 月 9 日付け薬食審査発 0509 第 1 号・薬食安発 0509 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び SeQuent Please ドラッグ イルーティングバルーンカテーテルの適正使用について」(平成 25 年 8 月 27 日付け薬食審査発 0827 第 3 号・薬食安発 0827 第 3 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び SeQuent Please ドラッグ イルーティングバルーンカテーテルの適正使用について」(平成 25 年 8 月 27 日付け薬食審査発 0827 第 4 号・薬食安発 0827 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び SeQuent Please ドラッグ イルーティングバルーンカテーテルの適正使用について」(平成 25 年 8 月 27 日付け薬食審査発 0827 第 6 号・薬食安発 0827 第 6 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びリゾリユートインテグリティ SV コロナリーステントシステムの適正使用について」(平成 25 年 8 月 27 日付け薬食審査発 0827 第 2 号・薬食安発 0827 第 2 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長)

「抗血小板剤並びに XIENCE PRIME SV 薬剤溶出ステント及び XIENCE Xpedition 薬剤溶出ステントの適正使用について」(平成 25 年 8 月 27 日付け薬食審査発 0827 第 1 号・薬食安発 0827 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全

対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びプロマス エレメント プラス ステントシステムの適正使用について」(平成 24 年 9 月 6 日付け薬食審査発 0906 第 13 号・薬食安発 0906 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びリゾリユートインテグリティコロナリーステントシステムの適正使用について」(平成 24 年 5 月 18 日付け薬食審査発 0518 第 1 号・薬食安発 0518 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び XIENCE PRIME 薬剤溶出ステントの適正使用について」(平成 24 年 4 月 6 日付け薬食審査発 0406 第 4 号・薬食安発 0406 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びプロマス エレメント ステントシステムの適正使用について」(薬食審査発 0208 第 1 号・薬食安発 0208 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びタクサス エレメント ステントシステムの適正使用について」(平成 23 年 9 月 5 日付け薬食審査発 0905 第 2 号・薬食安発 0905 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びノボリの安全対策に係る協力依頼について」(平成 23 年 7 月 20 日付け薬食機発 0720 第 2 号・薬食安発 0720 第 2 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及びノボリの安全対策に係る協力依頼について」(平成 23 年 3 月 9 日付け薬食審査発 0309 第 4 号・薬食安発 0309 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「チクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」(平成 23 年 3 月 9 日付け薬食審査発 0309 第 3 号・薬食安発 0309 第 3 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「クロピドグレル硫酸塩製剤及びチクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」(平成 23 年 3 月 9 日付け薬食審査発 0309 第 2 号・薬食安発 0309 第 2 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「ノボリの適正使用について」(平成 23 年 3 月 9 日付け薬食審査発 0309 第 1 号・薬食安発 0309 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「抗血小板剤及び XIENCE V 薬剤溶出ステント、PROMUS 薬剤溶出ステントの安全対策に係る協力依頼について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 8 号・薬食安発 0112 第 10 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「チクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 6 号・薬食安発 0112 第 8 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「クロピドグレル硫酸塩製剤及びチクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 5 号・薬食安発 0112 第 7 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「XIENCE V 薬剤溶出ステント及び PROMUS 薬剤溶出ステントの適正使用について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 4 号・薬食安発 0112 第 6 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「エンデバースプリントコロナリーステントシステムの適正使用について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 3 号・薬食安発 0112 第 5 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「Cypher Select+ステントの適正使用について」（平成 22 年 1 月 12 日付け薬食審査発 0112 第 2 号・薬食安発 0112 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「抗血小板剤及びエンデバーコロナリーステントシステムの安全対策に係る協力依頼について」（平成 21 年 3 月 24 日付け薬食審査発第 0324005 号・薬食安発第 0324010 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「チクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」（平成 21 年 3 月 24 日付け薬食審査発第 0324003 号・薬食安発第 0324008 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「クロピドグレル硫酸塩製剤及びチクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」（平成 21 年 3 月 24 日付け薬食審査発第 0324002 号・薬食安発第 0324007 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知）

「エンデバーコロナリーステントシステムの適正使用について」（平成 21 年 3 月 24 日付け薬食審査発第 0324001 号・薬食安発第 0324006 号厚生労働省医薬食品局審査

管理課長・安全対策課長連名通知)

「タクサス リバティアー ステントシステムの適正使用について」(平成 21 年 1 月 28 日付け薬食審査発第 0128001 号・薬食安発第 0128001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「チクロピジン塩酸塩製剤及びTAXUS エクスプレス 2 ステントの安全対策に係る協力依頼について」(平成 19 年 4 月 20 日付け薬食審査発第 0420006 号・薬食安発第 0420004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「チクロピジン塩酸塩製剤の適正使用について」(平成 19 年 4 月 20 日付け薬食審査発第 0420004 号・薬食安発第 0420002 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)

「塩酸チクロピジン製剤の適正使用について」(平成 16 年 7 月 30 日付け薬食審査発第 0730002 号・薬食安発第 0730002 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知)